第六十四条の二第五項	救済金融機関	特定再承継金融機関等
	金融機関を	金融機関等を
	救済銀行持株会社等	特定再承継特定持株会社等
第六十四条の二第六項第一号イ、ロ及びハ	優先株式等	特定優先株式等
第六十四条の二第六項第二号	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
	定める株式等	定める第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等
第六十五条	合併等	特定再承継
	金融機関又は銀行持株会社等に	金融機関等又は特定持株会社等に
第六十六条第一項	若しくは議決	、議決若しくは決定
第六十六条第三項第二号	第八十七条	第百二十六条の十三
第六十七条第一項	適格性の認定等を	第百二十六条の三十八第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は第百二十六条の三十八第六項のあつせんを
	適格性の認定等に	認定又はあつせんに
第六十七条第二項及び第六十八条	適格性の認定等	第百二十六条の三十八第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は第百二十六条の三十八第六項のあつせん
第六十八条の二第一項	取得優先株式等	第百二十六条の三十八第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等
第六十八条の二第二項	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
第六十八条の三第一項	取得優先株式等	取得特定優先株式等
	第六十四条の二第六項	第百二十六条の三十八第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項
	取得貸付債権	取得特定貸付債権

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助に係る取得特定優先株式等の規定の準用）

第二十九条の四十一　第二十九条の二十八の規定は、法第百二十六条の三十八第七項において法第六十四条の二第五項（法第百二十六条の三十八第七項において準用する法第六十四条の二第五項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十八中「前条」とあるのは「第二十九条の四十」と、同条第一号及び第二号中「法第百二十六条の三十一」とあるのは「法第百二十六条の三十八第七項」と読み替えるものとする。

（特定負担金の納付等について準用する法の規定の読替え）

第二十九条の四十二　法第百二十六条の三十九第一項の特定負担金について、同条第五項において法第五十条第二項の規定を準用する場合においては、同項第四号中「特定承継銀行」とあるのは「特定承継金融機関等」と、「第百二十六条の三十四第三項第一号」とあるのは「第百二十六条の三十四第三項第五号」と読み替えるものとする。

（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例に関する読替え）

第二十九条の四十三　特別清算開始の命令若しくは会社法第八百二十二条第一項の規定による清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法（平成七年法律第百五号）第二百十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等に対し法第百二十七条の二第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて法第百二十七条の五において法第六十九条の四第三項及び第四項の規定を準用する場合においては、同条第三項中「第五百条第一項及び第五百三十七条第一項（他の法律において準用する場合を含む。）及び第五百三十七条第一項（他の法律において準用する場合を含む。）」と、同条第四項中「第五百四十九条第一項」とあるのは「第五百四十九条第一項（他の法律において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（資産価値の減少防止のための資金の貸付けについて準用する法の規定の読替え）

第二十九条の四十四　法第百二十八条の二第一項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて同条第二項において法第六十四条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等」と読み替えるものとする。

第三十条中「金融機関」を「金融機関等」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（根抵当権の譲渡に係る特例に関する読替え）

第三十三条の二　法第百三十三条の二第七項の場合について同項において法の規定を準用する場合においては、同条第一項中「特定破綻金融機関等」とあるのは「特定承継金融機関等（第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。第二項及び第四項において同じ。）」と、同条第二項及び第四項中「特定破綻金融機関等」とあるのは「特定承継金融機関等」と読み替えるものとする。

第三十四条第一項中「又は法第百二十二条第三項」を「、第百二十二条第三項又は第百二十六条の三十九第三項若しくは第四項」に改め、同条第二項中「第百二十二条第四項」の下に「及び第百二十六条の三十九第五項」を加え、「又は法第百二十二条第三項」を「、第百二十二条第三項又は第百二十六条の三十九第三項若しくは第四項」に、「又は負担金」を「、負担金又は特定負担金」に改める。

第三十八条第一項第一号中「第六十条第二項」の下に「（法第百二十六条の三十一において準用する場合を含む。）」を加え、「及び附則第十五条の四第七項」を「、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に、「並びに第百八条第二項」を「、第百八条第二項、第百二十六条の二十四第二項並びに第百二十六条の二十八第七項（法第百二十六条の三十一及び第百二十六条の三十二第四項において準用する法第五十九条の二第三項、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第五項並びに附則第十五条の四の二第五項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第三号中「第八十条」の下に「、第百二十六条の三第五項及び第百二十六条の八」を加え、同項第四号中「第百四条第一項」の下に「及び第百二十六条の二十一第一項」を加え、同項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　法第百二十六条の二十二第五項の規定による経営健全化計画の提出

八　法第百二十六条の二十六第三項の規定による経営健全化計画の提出